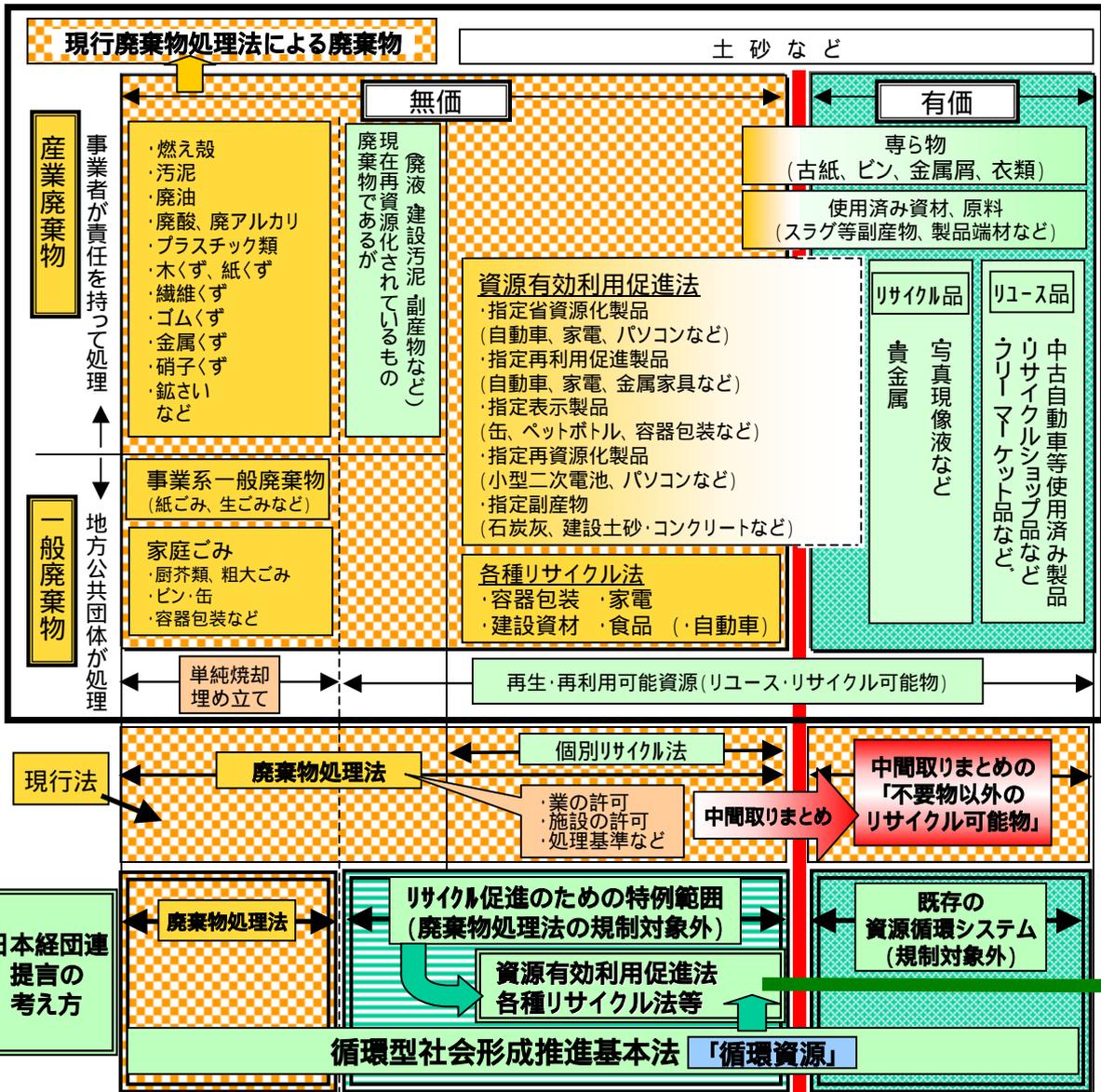


廃棄物の定義と改革の方向

2002年7月16日
(社)日本経済団体連合会



廃棄物の定義に関する提言

(循環資源は各種リサイクル法等で対応)

有価物および適用除外物(土砂等)は従来通り廃棄物処理法の規制対象外とする。

無価であってもリサイクルできるものについては、資源有効利用促進法および各種リサイクル法等を拡充し、廃棄物処理法の規制対象外とする。

土砂(建設発生土)、建設汚泥(泥土)等は、新たな法制化等により同じ括りのなかで品質、安全性をコントロールする仕組みをつくり、有効利活用の道を図る。

10業種・69品目を対象に横断的に事業者の3Rの取組みを義務づけている。

資源有効利用促進法、各種リサイクル法等の拡充

適正な管理が必要

資源循環に必要な措置等

- ・主務大臣認定
- ・再利用率基準の明確化
- ・情報開示義務
- ・監査制度など

日本経団連提言の考え方